

トップウェルネスさいたま フィットネス会員会則

第1章 総則

第1条 (名称)

この施設の名称は、トップウェルネスさいたま（以下施設という）と称します。

第2条 (目的・趣旨)

施設は、施設会員（以下「会員」と称します）の健全な心身の育成を図ると共に、会員相互の親睦を深め、地域社会における健康で明るいコミュニティー作りに寄与することを目的をします。

第3条 (運営・管理)

施設は、ホテルマネジメントインターナショナル株式会社（以下会社という）が運営・管理を行います。

第4条 (会員)

会員は、会則及びその他施設が定めた事項に従うものとします。

第5条 (会員の種別)

会員の種別は次のとおりとします。なお利用内容については別に定めるものとします。また施設は必要に応じて、新規会員種別の設定及び会員種別の変更、廃止を行う事ができるものとします。

1.レギュラー会員 2.ファミリー会員 3.親子会員 4.学生会員 5.デイ会員 6.ナイト会員 7.土日会員

第6条 (会員資格)

会員は施設の会則を承認した方で、施設が認めた方とします。但し、次に該当する方は会員資格がありません。

- 1.健康状態に異常があり、医師から運動を禁止されている方
- 2.感染症及び感染性のある皮膚病の方（但し、施設が別途定める基準に準じて認めた場合は除く）
- 3.会員として、品位と社会的信用の無い方
- 4.暴力団関係者、反社会的勢力関係者、薬物異常者
- 5.刺青（タトゥーを含む）のある方（小さいもので条件付きで特別に認めた場合を除く）
- 6.満16歳未満の方（但し、条件により使用を許可する場合がある）

第7条 (会員資格の譲渡)

施設の会員資格は、本人限りとし、譲渡もしくは相続その他、包括継承できないものとします。

第8条 (未成年者)

未成年者が入会を希望する場合、本人とその親権者が連署の上入会申込みを行うものとします。

この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第2章 会員資格

第9条 (入会手続き)

施設に入会を希望する方は、所定の申込み用紙に必要事項を記入し、会則を承認し捺印の上、申込みを行うものとします。

施設の承認後、会費を納入するものとします。

第10条 (会員証)

施設は会員に対し、会員証を発行しこれを貸与するものとします。

- 1.会員が施設を利用する際には、会員証を提示するものとします。
- 2.会員は会員証を第三者に貸与または譲渡することは出来ません。貸与及び譲渡した場合には除籍するものとします。
- 3.会員は会員資格を喪失した際には、速やかに施設に会員証を返還するものとします。

第11条 (会員資の有効期限)

会員資格は、期間に定めのある会員種別を除き、利用の如何を問わず終身とします。

第12条 (会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- 1.退会
- 2.除籍
- 3.死亡

第13条（退会）

- 1.退会する場合には、退会日当月の10日まで（10日が休館日の場合は休館日前の営業日）に施設所定の退会届を提出するものとします。退会日は月末日とし、月途中での退会はできません。
- 2.退会届は会員本人又はその保護者が施設フロントにて行い、電話、ファックス等による届出はできません。
- 3.退会届が提出されない限りは、施設に在籍となり、理由の如何を問わず、会員には月会費の納入義務が生じます。
- 4.会費に未納金がある場合には全て完納するものとします。

第14条（除籍等）

施設は会員が次の各号に該当すると認めた場合には、除籍することができます。

- 1.本会則、その他施設の定める規則に違反したとき
- 2.施設の名誉を毀損し、または秩序を乱したとき
- 3.故意または重大な過失により、施設の施設、設備などを破壊したとき
- 4.会費等を3ヶ月以上滞納し、請求があっても納入しなかったとき（但し、滞納分につきましては請求させていただきます）
- 5.係員の指示に従わないなどの行為により施設運営に支障をきたしたとき
- 6.入会に際して虚偽の申告をしたとき
- 7.他の会員に著しい迷惑となる行為を施設が確認したとき

第15条（休会及び復会）

- 1.休会する場合には、休会開始月の前月10日まで（10日が休館日の場合は休館日前の営業日）に施設所定の休会届を提出するものとします。月途中からの休会はできません。（休会期間は最長3ヶ月迄とします）
- 2.休会費は、1回の手続き（1ヶ月毎）につき、550円（消費税込）となります。
- 3.月途中の復会には、当月の会費（日割り）納入義務が発生するものとします。
- 4.休会期間が満了となった場合は、翌月から復会したものとします。
- 5.休会期間中は会員としての籍は喪失し、各種サービスの提供は受けられません。

第3章 会費等

第16条（月会費）

- 1.月会費は施設が別に定めた金額とします。月会費は会員が施設を利用する権利を有する為に支払うものであり、一旦納入された月会費は理由の如何を問わず返還いたしません。また前記の事由により、会費滞納時に利用の有無による会費の支払い拒否はできないものとします。
- 2.毎月27日（当日が金融機関が休日にあたる場合は、その翌営業日とします）に翌月分の会費と引き落とし手数料を引き落としとして支払うものとします。

第17条（利用料）

利用料が必要な会員種別の会員の方は施設を利用する際には別に定める利用料を納付するものとします。

第18条（会員種別の変更）

会員が会員種別の変更を希望する場合には、変更月の前月末日まで（末日が休館日の場合は休館日前の営業日）に変更届を提出するものとします。月途中からの変更はできません。

第4章 施設利用

第19条（営業時間）

施設が別に定めるものとします。

第 20 条（施設利用の範囲）

会員は別途定める会員種別ごとの内容でのみ利用可能とします。なおこれ以外の利用については別途料金を支払うものとします。

第 21 条（休館日）

- (1) 施設は原則として施設が指定した日を休館とします。
- (2) (1) の休館のほか施設は、館内改装、施設改装または修理、その他工事の場合や気象、災害等による営業が不可能と会社が判断した場合は、休館とさせていただきます。尚、休館が月の営業日数の半数以上にわたる場合を除き、諸会費・諸料金はこれを返還致しません。

第 22 条（レッスン休講日）

- (1) 施設は別途施設が指定した日を休講とする場合があります。
- (2) (1) の休講のほか施設は、館内改装、施設改装または修理、その他工事の場合や気象、災害等により営業が不可能と会社が判断した場合は、休講とさせていただきます。尚、休講が月の営業日数の半数以上にわたる場合を除き、諸会費・諸料金はこれを返還致しません。

第 23 条（施設の利用制限）

施設は次の理由により施設の全部または、一部の利用を制限もしくは停止することがあります。

- 1.施設点検整備
- 2.天災地変、著しい社会情勢の変化及びその他やむを得ない事由が発生した場合
- 3.施設の改造または修繕を行う場合
- 4.その他施設が必要を判断した場合

第 24 条（盗難）

会員が施設利用に際して生じた盗難につきましては、施設は一切損害賠償の責を負いません。

第 25 条（紛失物・忘れ物）

会員が施設利用に際して生じた紛失については、施設は一切損害賠償の責を負いません。また忘れ物につきましては、原則として 4 週間保管した後、処分させていただきます。

第 26 条（禁止事項）

- 1.許可無く館内（レッスン含む）の撮影や録音をすること
- 2.許可無く物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘を行うこと
- 3.他人を誹謗、中傷すること
- 4.他人に対する暴力行為や威嚇行為
- 5.施設内に落書きや造作をすること
- 6.動物を館内に持ち込むこと
- 7.危険物を館内に持ち込むこと
- 8.施設内の喫煙
- 9.館内での署名運動
- 10.その他、公序良俗に反する行為

第 27 条（利用禁止）

- 1.刺青（タトゥーを含む）がある者（小さいもので条件付きで特別に認めた場合を除く）
- 2.伝染病、皮膚病、その他、他人に伝染するおそれのある疾患を有する者
- 3.一時的な筋肉の痙攣や意識の損失などの症状を招く疾病を有する者
- 4.飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断した者
- 5.医師から運動を禁じられている者
- 6.その他、正常な施設利用ができないと判断した者

第5章 その他

第28条（変更事項の届出）

会員は、住所、氏名、電話番号、届出金融機関講座の変更があった場合には速やかに施設に届けるものとします。

第29条（会費等の変更）

施設は本会則に基づく月会費、休会費などを会員の承認を得ることなく変更できるものとします。

第30条（会員の損害賠償責任）

会員は施設内において自己の責に帰すべき事由により施設または第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責に任ずるものとします。

第31条（責任事項）

施設内の損害及び疾病、盗難、怪我、死亡、その他事故について施設は明らかに施設の責に帰すべき事由がある場合を除き一切の責任を負わないものとし、また会員は損害賠償の請求を行わないものとします。

第32条（会則の改定）

施設は必要に応じ、会則の改定を行うことがあります。なお改定した内容は全ての会員に適用するものとします。尚施設は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第33条（レッスンの閉講）

施設は経営上必要のあるときやその他の事由がある場合には必要に応じてレッスンを閉講することが出来ます。

第34条（施設の閉鎖）

施設は次の理由により施設の全部または、一部を閉鎖することがあります。

- 1.天災地変その他外的理由による被害が大きく開場が不可能になったとき
- 2.著しい社会情勢の変化、その他の事由が発生したとき
- 3.経営上必要があると認められたとき

第35条（閉鎖時の会員資格）

施設が全部閉鎖となった場合、会員資格は喪失します。

また、当月の営業日数が半数に満たない場合、施設は未経過分の当該会費を会員に返還することとします。

尚、特別の補償も行わないことを会員は予め了承しておくものとします。

第36条（通知方法）

本規約及び本施設の諸規則に関する通知または予告は所定の場所に掲示する方法により行うものとします。

第37条（会則の発効）

本会則は令和3年6月1日より発効いたします。

受講に際して

1. 入会金

- ・初めて受講する場合は、**入会金 2,200 円**が必要となります(退会するまで有効)。
- ・一度お支払い頂いた入会金は返金できません。
- ・退会されてから 6 カ月を超えた場合、再入会時に入会金が発生しますのでご注意ください。
- ・70 歳以上の方は免除となります。

2. 体験

- ・体験は 1 回当たりの受講料にて承ります。
- ・体験可能な回数は、1 講座につき 1 回とさせていただきます。
- ・体験後入一か月以内に同一講座に入会する場合は、体験料を返金させていただきます。

3. 受講申し込み

- ・継続受講・・・自動更新とさせていただきますので、継続の手続きは必要ございません。
- ・新規受講・・・窓口にてお手続きをお願い致します。期の途中からでも受講が可能ですが、講座によってはカリキュラムの都合上お受けできない場合がございますので、窓口までお問合せ下さい。
- ・支払方法・・・原則、銀行口座より引落としとなります。**引落銀行口座のキャッシュカード**(又は銀行届出印と口座番号がわかるもの)、運転免許証、保険証などの**身分証明書、認印**をお持ちの上窓口にてお手続きをお願い致します。
 - ・一括引落→前期分、後期分として年 2 回引落としをさせていただきます。
引落日にお客様の都合で引落しができなかった場合は、窓口での現金支払いとなり、**その際手数料が発生します**ので、ご了承ください。
 - ・分割引落→毎月 27 日に翌月分の受講料に引落手数料を加算して引落しさせていただきます。
(金融機関の都合で 1 日～3 日遅れる場合がございます。)
- ・教材費等・・・講座によってはテキスト代、材料代、旅費等が発生する場合がございます。

4. 講座の中止等

- ・受講生が集まらない場合や、やむを得ない事情により開講の中止や、閉講となる場合があります。
- ・講師の都合で講師が休む場合、代理の講師を立てる事がございます。
- ・講師の病気や天災などの突発事故により、やむを得ず休講とさせていただきます場合がございますが、原則補講日を設けさせていただきます。

5. 振替受講

- ・欠席された場合、すべての講座がフィットネス利用へ、水泳講座と一部の講座は同種講座へ振替出席が可能です。(同種講座への振替が可能な講座は、窓口までお問い合わせ下さい。)
- ・欠席のご連絡は不要です。
- ・振替の受付期間は、欠席日から前後 2 カ月間となります。
- ・小学生・幼児水泳講座は定員がございましたので、事前のご予約をお願い致します。
- ・振替当日は、窓口にお越し頂き受付をお願い致します。振替券をお渡し致しますので、担当講師までお持ち下さい。
- ・振替日の変更はできません。
- ・退会された場合、振替はできません。
- ・振替が出来ない講座や、都合により振替が出来ない場合は、フィットネス 1 日利用権に変更できます。
- ・フィットネスを利用される際に、トレーニング機器の使い方などの説明を希望される場合は、オリエンテーションのご予約が必要となります(当日申込は受けられない場合がございますので、ご了承下さい)。

6. 退会、休会、変更

- ・退会日は、月々の引落→毎月末日となりますが、前月末日までに届け出をお願いいたします。
6ヶ月毎の引落→毎月末日となりますが、当月末日までに届け出をお願いいたします。
- ・休会日は、月々の引落→届出月の翌々月からの休会となりますので、前々月末日までに届出をお願い致します。
6ヶ月毎の引落→届出月の翌月からの休会となりますので、前月末日までに届出をお願い致します。
- ・受講講座の変更日は毎月末日となりますので、当月末日までに届け出をお願いいたします。
- ・住所、氏名、電話番号等の変更は速やかにお願いいたします。

7. 受講料の返金

以下の場合、受講料を返金させていただきます。

- ・ご入金後、やむを得ない事情により講座が成立しなかった場合。→全額(新規の方は入会金も返金させていただきます)
- ・講座が休講になり、補講もできなかった場合。→単価×休講回数
- ・受講生の都合により退会をされる場合。→残額を銀行振り込みにて返金させていただきます(振込手数料がかかります)。但し、返金額が3,000円以下の場合、窓口にて全額返金させていただきます。

8. 休会

- ・最大3カ月の休会が可能です。届け出の締め切りは6項 退会、休会、変更に準じます。
- ・休会期間中の受講料は発生いたしません。返金がある場合は、7項 受講料の返金 に準じます。
- ・休会期間中は振替受講ができません。復会後、振替可能期間内であれば、ご利用頂けます。

8. マナーについて

皆様が快適に受講できるよう、以下の点にご留意ください。

- ・プール利用時は、香水、化粧などは落とし、ネックレス、ピアス等のアクセサリー類も外すようお願いいたします。
- ・館内での盗難、紛失等は責任を負いかねますので、自己の責任において貴重品等の保管をお願いいたします。
- ・運動系の講座については、体調管理等を自己の責任において、充分にお気をつけください。
- ・当施設の許可なく講座中のビデオ録画、録音、写真撮影等を行うことはお断り致しております。
- ・他の受講生、講師、当施設に対して迷惑な行為があった場合には、受講をお断りすることがあります。
- ・館内での物品販売、勧誘等の営業行為は固くお断りいたします。
- ・駐車場利用の際は、受講時のみとし、教室終了後速やかに移動願います。特に、駐車したままの食事、買い物等は他の受講生の迷惑となりますので、固くお断りいたします。
また、受講日以外で駐車場の利用を希望される場合は、窓口までお申し出下さい(曜日、時間によってはお受けできない場合がございますのでご了承下さい。)
- ・駐車場内でのトラブル(契約外への駐車、事故、盗難等)については、責任を負いかねますので充分にご注意ください。

以上